

(公財) 京都文化交流コンベンションビューロー
誘致宣伝DVD利用規程

1. 利用者の範囲

原則として、京都で開催を予定するコンベンションの主催者及び主催者より委託を受けた旅行会社、PCO等とします。(他府県で開催されるコンベンションは該当しません。)

2. 著作権

DVDの著作権は(公財)京都文化交流コンベンションビューローが有します。

3. 利用申請書

利用を希望するものは、利用申請書(様式1)を事前に提出いただきます。

4. 利用料

利用料は無料とします。

5. 申請内容の変更

申請内容に変更が生じた場合は速やかに再度申請書を提出いただきます。

6. 禁止事項

- 1) 申請書に記入した用途以外の利用
- 2) 第三者への転貸
- 3) 提供したDVD内に含まれる京都迎賓館部分の映像の編集
- 4) 提供したDVDの複製
- 5) 提供したDVDの内容を著しく変更し使用すること
- 6) その他所有権もしくは著作権を侵害すると認められる行為

7. 対外的情報提供への協力

(公財)京都文化交流コンベンションビューローが行う対外的情報提供(会議開催予定等)にご協力をお願いします。

8. 損害責任

申請者が(公財)京都文化交流コンベンションビューローのDVDを利用することにより生じる一切の損害賠償責任は申請者が負うこととします。

9. 遵守規定

以上の規定が遵守されない場合、ただちに利用を中止することとし、申請者は(公財)京都文化交流コンベンションビューローの指示に従っていただきます。

附則

この規程は、平成24年7月1日から適用する。